

2 官業改革関係

ア 施設等の整備・管理・運営等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 刑事施設の民間開放推進	法務省	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置した美祿社会復帰促進センターの実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、刑事施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。	逐次実施			○ (法務省) ・ 第1号刑務所PFI事業(美祿社会復帰促進センター整備・運営事業)について、平成19年4月運営開始。 ・ 第2号刑務所PFI事業(島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業)について、平成20年10月運営開始。 ・ 第3号刑務所PFI事業(喜連川社会復帰促進センター等運営事業)及び第4号刑務所PFI事業(播磨社会復帰促進センター等運営事業)について、平成19年10月運営開始。
		b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例(美祿社会復帰促進センター)の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。	逐次実施			○ (法務省) ・ 第3・4号刑務所PFI事業において、新設施設のみならず、近隣の既存施設(第3号事業は黒羽刑務所、第4号事業は加古川刑務所)の業務の一部も民間に委託することとし、平成19年10月運営開始。 ・ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第11条に規定する刑事施設における施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする特例措置の全国化については、平成20年12月に改定された公共サービス改革基本方針において、刑事施設の運営業務(被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に義務を課す処分を伴う業務を除く。)について、平成21年度中に刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施し、22年度から落札者による事業を実施するとされたことから、所要の措置を検討中。
② 庁舎・宿舍の民間開放推	財務省	a 庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進する。	逐次実施			○ (財務省) 庁舎・宿舍の維持管理については、これまで国自ら実施する必要に乏しい業務について、民間委託を行っているところ。こうした中、平成16年度以降は、これまでの民間委託方式に加え、PFI方式を積極的に活用(平成15年度15件→20年度末56件)し、更なる民間開放を進めている。
		b 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式の一層の活用を図る。	逐次実施			○ (財務省) 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式を積極的に活用(平成15年度末15件→20年度末54件)し、効率的な整備に努めている。
③ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構	財務省	a 日本万国博覧会記念機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務については、既に施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等について民間開放を実施しているが、今後とも更なる業務効率化を図る観点から、民間開放の対象業務拡大について検討し、必要な措置を講ずる。	平成19年度までに検討・結論、以降速やかに措置			○ (財務省) これまで機構が自ら実施してきた広報紙『公園だより』の原稿作成業務について、平成20年度から新たに民間開放の対象として一般競争入札を実施した。 同様にこれまで自ら実施してきた集客イベントの企画調整についても民間開放の対象とし、平成20年度は「EXPOアーティストinフォレスト」、「Illuminight万博X'mas Party!!」(クリスマス集客イベント)及び「万博公園ECO Walk & Sports」(健康増進型イベント)の新規イベントについて、それぞれ実施した。 なお、更なる業務効率化の観点から、公園南地区の運動施設について、平成20年度から、利用受付・グラウンド整備・緑地管理・清掃等の管理業務を一括して発注した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容							
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	
			19年度	20年度	21年度		
		b また、基金事業についても、一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努める。	平成19年度までに検討・結論、以降速やかに措置			○(財務省) 平成21年度万博基金助成に当たって、民間の有識者から構成される基金事業審査会の意見を踏まえ、助成対象を「環境・公園」に重点化した募集を行い、併せて専門部会の組織、委員構成、審査方法など審査体制等の再整備を行った。 また、平成21年度助成事業応募案件の専門部会における審査に当たっては、民間の有識者の意見をもとに作成した助成事業の「事後評価書」を参考として活用した。 さらに、万博記念基金のアピール、助成成果の社会への貢献と情報発信を図るため、機構ホームページにおいて、相互リンクの設定とともに、「市民公開講座」情報などを掲載し、助成事業者への広報支援と連携を進めた。	
④ 船員保険保養所	厚生労働省	船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。 したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努める。	結論	以降実施		○(厚生労働省) 平成20年11月21日に開催された船員保険事業運営懇談会において「船員保険福祉施設の整理合理化について」が了承され、5保養所を廃止することで合意を得たところ。今後は、当該整理合理化計画に基づき、5保養所を廃止して参りたい。	
⑤ 政府管掌健康保険保養所の民間開放推進	厚生労働省	a 整理合理化計画を前倒して実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却する。		逐次実施		○ 政府管掌健康保険保養所については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に57施設を出資し、平成21年3月31日現在で51施設が売却となっている。	
		b 機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施する。	措置済				◎
		c また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものである。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。 したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあっては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保する方たちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施する。	措置済				◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>d 機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。</p> <p>現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価3億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格(売却基準価額・買受可能価額、見積価額)を設定し、それらをすべて公表している。したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示する。</p>	措置済			◎
		<p>e これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料收受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から收受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じる。</p>	措置済			◎
⑥ 京都年金基金センター	厚生労働省	<p>京都年金基金センター(「らんざん」)は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。</p> <p>平成17年度の運営状況は、約2500万円の赤字であり、宿泊室稼働率も60%となっているが、経営改善の一環として、平成17年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成18年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成18年度における運営状況(見込み)は約500万円の黒字となり、宿泊室稼働率も73.6%と向上している。</p> <p>したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行う。</p>		逐次実施		○ (厚生労働省) 京都年金基金センターについては、独立採算による運営を継続させるための経営努力を行ったことにより、平成19年度における運営状況は、当年度に固定資産の計上を耐用年数毎に見直しを行い一括計上した過年度減価償却不足額(448,515千円)を除けば、52万円の黒字となった。また、平成20年度における運営状況も約460万円の黒字を見込んでいる。(平成20年度決算の報告は平成21年8月以降の予定。)
⑦ 雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し	厚生労働省	<p>雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する。</p> <p>また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進める。</p>		平成19年度以降縮小、遅くとも平成33年度までに廃止		○ 雇用促進住宅の売却促進のため、機構に民間の不動産会社等から売却部門の管理職として出向者を受け入れるとともに、売却業務の民間等への委託を実施するなど民間事業者の知見・ノウハウを活用しているところ。 また、当該売却方法に伴う退去者に対する立ち退き料については、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、給付の基準を設定している。 なお、平成20年12月以降は、派遣契約の中途解除等により住居を喪失した非正規労働者等の支援のための緊急対策として、廃止決定した住宅も含め、最大限活用しているところである。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国土交通省	a 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道建設・保有業務については、民鉄線(鉄道建設・運輸施設整備支援機構においてP線に区分されるもの)を建設して鉄道事業者に譲渡してきたが、今後は新規の建設・譲渡は行われず、また、これに伴い、債権回収・債務返済業務を着実かつ効率的に行うことが求められていることから、借換えを行う際の資金調達コストの縮減に一層取り組むとともに、債務者である鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提として、期限前返済に係る条件を検討する。	平成19年度中を目的に検討・結論、以降速やかに措置			◎ (国土交通省) 平成19年度中を目的に検討・結論、以降速やかに措置するとされた「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を受けて、鉄道建設・保有業務については鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提とした期限前返済に係る条件について、同年度に外部有識者を含む委員会を設置して検討を行った。 その結果、鉄道事業者からの申し出に応じ、他の鉄道事業者に対して生ずる不利益相当分について補償金を徴収すること等を条件として、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して期限前返済を行うことができることとすべきとの結論を得たため、同年度末に業務方法書に当該内容を反映させるための変更を行い、20年度より実施できることとした。 また、資金調達コストの一層の縮減に向け、シンジケートローンの活用、柔軟かつ機動的な短期資金の調達や勘定間融通を行う等の取組を行った。
		b 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造等業務については、現在、約378億円もの債務超過状態にあることから、信用リスクの外部審査委託など債権管理・回収強化に努めているが、さらに、民間金融機関で行われている信用リスク管理手法を参考にしてリスク管理体制を強化し、財務内容の改善を図る。	平成19年度中を目的に検討・結論、以降速やかに措置			○ (国土交通省) 船舶共有建造等業務については、民間金融機関で行われている信用リスク管理システムを活用することにより、リスク管理体制を強化することとした。現在、当該システムを導入し、試験的な活用を開始したところ。
		c 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の高度船舶技術開発等業務については、助成金交付業務、利子補給業務及び債務保証業務が、技術の開発支援・実用化支援の一環として一体的に運営されていることを踏まえ、次期中期計画策定時に、実績の少ない業務についてニーズや有効性の検証等を行うことにより、業務の財務基盤となっている信用基金の存続の必要性を含め総合的に見直す。	平成19年度中を目的に検討・結論、以降速やかに措置			○ (国土交通省) 平成19年度中を目的に検討・結論、以降速やかに措置するとされた規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を受けて、高度船舶技術開発等業務については、利子補給及び債務保証を廃止し、債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止することとした。現在、基金の廃止に向けて、具体的な検討を進めているところ。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑨ 独立行政法人水資源機構	国土交通省	a 水資源機構については、中長期的にはその業務がダム、用水路等の施設の建設からそれらの維持管理や改築・更新へ順次移行すると見込まれるが、次期中期計画期間においては、現在実施中の建設事業の工程管理・コスト管理を厳格に行うとともに、同機構の事業全体の計画的な推進を図り、一層の組織の合理化、総人件費の削減やその他のコストの縮減に取り組む。	平成19年 結論	次期中期目標期間 中に措置		○(国土交通省) 平成20年3月31日に認可を受けた、独立行政法人水資源機構第2期中期計画において、以下の項目を定め取り組んでいる。 ・ダム・水路等の新築・改築事業については、適切な事業評価の結果に基づき、計画的で的確な事業の実施を図るとともに、第三者の意見を求めるなど、一層の事業費・工程監理の充実を図る。【1(3)計画的で的確な施設の整備】 ・ダム等建設事業の計画的かつ的確な実施、事業計画変更等によるコスト増の抑制及び財政負担の平準化を図るため、特定事業先行調整費制度を活用して円滑な事業執行を図る。【1(3)③特定事業先行調整費制度の活用】 ・新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所(総合管理所)化等を図ることにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行う。また、間接部門の効率化を推進し、本社・支社局のスリム化を行う。【2(2)②組織間の役割分担の見直しと業務の一元化】 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間に、人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行うこととする。【2(4)総人件費改革に伴う人件費の削減】 ・効率的な業務運営を図ることなどにより、事務的経費(人件費及び公租公課を除く。)については、第1期中期目標期間の最終年度(平成19年度)と中期目標期間の最終年度(平成24年度)を比較して15%削減する。【2(3)事務的経費の削減】 ・平成24年度において、平成19年度と比較して15%のコスト構造の改善を達成する。このため、機構のコスト構造に関するプログラムの見直しを行い、各事業においてコスト構造の改善に取り組む。【2(5)コスト構造改善の推進】 さらに、平成20年12月16日に策定された「水資源機構コスト構造改善プログラム」の中で、これまでの評価項目である①工事コストの縮減、②事業のスピードアップによる効果の早期発現、③将来の維持管理費の縮減に加え、(ア)民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、(イ)施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、(ウ)環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善を評価する「総合的コスト改善率」を設定し、総合的なコスト構造改善を積極的に推進している。
		b 機構における業務については、既にその一部について民間委託を行っているところであるが、「民間にできることは民間に」との原則を徹底すべく業務の総点検を実施し、一層の民間委託を推進する。	次期中期目標期間 中に措置	○(国土交通省) 平成20年3月31日に認可を受けた、独立行政法人水資源機構第2期中期計画において、以下の項目を定め取り組んでいる。 ・単純、定型的な業務については、外部委託を100%とする他、合理的かつ効率的な業務執行を図るため、一層の機械化・電子化を推進するとともに、機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をしながら外部委託の範囲を拡大する。【2(2)③外部委託の活用】		

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑩ 独立行政法人都市再生機構	国土交通省	a 機構の行うべき都市再生事業を民間のみでは実施困難なものとするため、例えば、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなど機構が事業を行うことができる基準を明確化する。	措置			◎ (国土交通省) 機構の行うべき都市再生事業については、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するとともに、民間のみでは実施困難なものに限定する観点から、平成20年3月に、機構が行う都市再生事業の基準を策定・公表した。 この基準により、平成20年10月に開催した事業評価監視委員会において、機構が行った同基準への適合についての検証結果(2地区)を報告、検証結果について同委員会より「適切」との評価を受け、これを同年11月に公表した。
		b 現在、事業が進んでいるものの中で、リスクが少なく民間に売却が可能であり、当該地域のまちづくりの方針との関係で支障がないものについては、事業の初期段階であるかどうかにかかわらず売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。	措置済			◎
		c 事業に際しては、良質なまちづくりの実現を図るとともに土地の有効高度利用を図ることによって売却価額の高額化をはかるなど、事業総価値の最大化を目指す。	措置済			◎
		d 機構の保有する賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては、機構本来の役割に徹するべく地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すため、当該団体と協議する。	措置済			◎
		e 老朽化した賃貸住宅の建替え事業の際、機構法第26条第1項第2号の基準を厳格に運用し建て替え事業を厳選するとともに、建て替え事業の目的や必要性を公表することにより同条が適切に運用されていることを検証し得る条件の整備、周辺棟・団地等への移転を積極的に活用するなど、現在の制度を抜本的に見直す。これに伴い、家賃減額についても、縮小の方向で見直す。	措置済			◎
		f 建替え事業の際に、建物を広域的に集約化し、その結果生じる整備敷地(余剰地)については、公共施設用地や民間の住宅用地として供し、資産の圧縮に努める。	措置済			◎
		g 機構の保有する77万戸の賃貸住宅の適正化に向け、建替え・集約等に伴う規模縮小等を図るため、都市再生機構法(平成15年6月20日法律第100号)第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。	措置済			◎
		h 既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		i 管理業務においては、入札などを行い、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、業務の効率化と管理コストの削減を図る。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○(国土交通省) 関連会社等が実施していた業務のうち、大・中規模修繕の民間開放は平成15年度に完了しているほか、植栽管理や窓口案内等業務などの段階的な民間開放を推進した。 上記以外の関連会社等が実施していた業務についても、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、原則、すべて競争性のある契約方式に移行することとした。 平成20年度においては、賃貸住宅入居者募集業務や給水管工事業務等について一部を対象に競争入札を実施するとともに、その他の業務についても競争性のある契約方式への移行を21年度に試行実施、22年度に本格実施するための制度構築を行った。 現在、平成21年度の試行実施に向け、準備を進めているところである。
		j また、機構は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)に基づき、セーフティネットとして一定の役割を果たすよう努めることが明確となったが、本業務について、国民への説明責任を果たすために、例えば、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。	措置			◎(国土交通省) 平成20年3月31日に「UR都市機構における家賃減額措置について」により、減額家賃適用世帯数、家賃減額の総額、国からの補助金等の額を公表した。 (以降、毎年度実施する予定)
		k ニュータウン整備事業については、新規事業は着手しないこととしているが、既に実施中の事業については、中期目標において、平成25年度末までに工事完了、平成30年度末までに供給完了とされており、今後も膨大な事業コストが発生すると思われる。これらは、積極的に、中止、縮小等事業の見直し、民間事業者への早期売却を一層促進する。	措置済			◎
		l 建替え事業に伴う整備敷地(余剰地)の売却促進、事業用定期借地(底地)の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図る。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎(国土交通省) 平成19年度以降、以下の取組により資産圧縮を図った。 引き続き、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行いつつ、資産の圧縮に努める。 ・保養所については、全ての売却を完了した。 ・分室については、再開発予定地区にある1件を除き、全ての売却を完了した。 ・宿舍については、公募売却にかかる入札を実施し、計6件を売却した。 ・再開発ビルの事務所床については、中野坂上、立川基地跡地などの公募売却にかかる入札等を実施し、計6件を売却した。 ・建替事業によって生じる整備敷地の活用については、前原地区など約24haを公共・公益施設用地や民間住宅等の敷地として売却し、資産の圧縮に努めた。 ・事業用定期借地(底地)の証券化については、所要資金の調達にかかる募集に金融機関等が幅広く参加できるようにするため、平成19年度内に特定目的会社を設立した。
		m 機構の経営改善計画によると、繰越欠損金の解消時期は、平成30年度末となっているが、繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行う。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎(国土交通省) 経営改善計画策定時には想定されていなかった減損会計、独立行政法人整理合理化計画、UR賃貸住宅ストック再生・再編方針等による影響を踏まえる等の見直しを行い、平成21年3月31日に改正・公表した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		n 機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成13年度末で58社あった特定関連会社及び関連会社を18年度末までに28社に再編整理したところである。その内訳は清算が1社、株式売却による自立化が8社、残り21社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社の数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進める。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○(国土交通省) 関連会社等の株式売却等について、平成20年度までに2地方公共団体と協議を進めた。 また、関連公益法人の(財)多摩都市交通施設公社については、多摩市等と協議を進め、平成20年度末に解散した。
		o 関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討する。	措置済			◎
		p 関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等(競争入札・企画競争等)に移行する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎(国土交通省) 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、20年4月から可能なものはすべて一般競争入札等に移行した。
⑪ 防衛施設	防衛省	a 防衛施設については、PFI事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進するため、防衛施設全体を対象として、民間開放の指針を定めるとともに、中長期的な計画を策定し、進捗管理及びその公開をしつつ、その実施を図る。その際、全体の計画とともに、民間開放を検討している施設ごとに行うべき作業とその期限を明確化した個別の計画も具体化し、その実施を図る。	平成20年計画策定、以降速やかに措置			○(防衛省) 平成20年12月に「防衛施設におけるPFI事業を含めた民間開放の指針」及び「防衛施設におけるPFI事業を含めた中長期的計画」を策定し、ホームページ上で公開した。 個別の計画については、次期以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業における検討などを踏まえ、PFI導入を検討する個別の具体的事業を選定し、順次作成していく予定。
		b 今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるPFI事業による民間開放の事例を参考にPFI事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。	逐次実施			○(防衛省) 整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始めとした業務全般について民間開放を推進している。 ・ 装備品等の維持・修理については、旧軍のように工廠を有していないことから、航空機・艦船等の定期検査・修理等について、民間企業と役務契約を締結し、民間役務を活用している。 防衛省は、総合取得改革推進プロジェクトチームが20年3月に公表した報告書に基づき、装備品等の維持整備の効率化・合理化に向けた施策の強化の観点から、民間委託を拡充するための更なる手法の活用可能性について、省内に検討チームを設置し検討を促進している。 ・ 自衛隊の行動に係る輸送については、例えば、自衛隊法第82条に基づく海上警備行動に係るジブチへの人員及び装備品等の輸送、イラク人道復興支援特別措置法に基づく活動に係る人員や装備品等の輸送、国際緊急援助隊派遣法に基づくインドネシア国際緊急援助活動及びバキスタン国際緊急援助活動に係る人員の輸送及び北朝鮮によるミサイル発射への対処のための車両及び機材等の輸送について、その一部を民間委託により行った。 ・ 自衛隊以外でも実施可能な知識、技能を付与する一般的な教育については、民間への委託可能性について検討を行い、これまでも語学等の教官業務、システム関連要員の育成、航空機に係るシミュレータ教育・学科教育の一部等については逐次民間への委託を実施している。 ・ 情報処理に係るサーバーや端末等のハードウェアについては、指揮・統制に関わるもの等防衛装備品として専用の機能を持つもの及び一般に広く流通しているもので費用対効果上買い取った方が安価なものを除き、民間事業者から借上げることとしている。

イ 検査・登録・資格試験等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
② 戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
③ 印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
④ 税証明事務等のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
⑤ 国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
⑥ 老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎
⑦ 介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	内閣府	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、周知徹底する。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 危険物保安技術協会	総務省	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。	平成19年度中を目途に検討・結論、引き続き措置			○(総務省) 工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等が事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができる範囲について、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について(平成20年1月28日消防危第16号)により、特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び事業所の敷地外の移送取扱所に係る変更工事にも拡大することとして措置した。
⑨ 戸籍バックアップサーバの設置場所に関する要件の明確化	法務省	提案主体からの戸籍バックアップサーバの民間データセンターへの設置に関する照会について、回答文書を発出し、戸籍先例として全国に周知させることにより、全国的な取扱いの統一を図るものとする。	措置			◎(法務省) 提案主体からの戸籍バックアップサーバの民間データセンターへの設置に関する照会について平成20年3月28日に回答文書(「戸籍バックアップサーバを民間データセンターへ設置することの可否について」(法務省民一第1163号法務省民事局民事第一課長回答))を発出するとともに、戸籍先例として平成20年6月25日に通知(「戸籍バックアップサーバを民間データセンターへ設置することの可否について」(法務省民一第1772号法務省民事局民事第一課長通知))を発出し、全国的な取扱いの統一を行った。
⑩ 検疫の民間開放推進	厚生労働省	検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放を推進する。		逐次実施		○(厚生労働省) 海外の感染症状況等の情報提供を行うインターネットのホームページ(FORTH)の管理運営について、引き続き民間業者に委託した。
⑪ 中央職業能力開発協会	厚生労働省	a 中央職業能力開発協会は国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図る。また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行う。	平成19年度以降速やかに措置			○(厚生労働省) 平成19年度に、技能検定職種のうち民間(指定試験機関)で行っているものとして、キャリアコンサルティング(平成20年3月)を含め、3職種を追加したところ。 また、職業能力開発協会で行っている技能検定職種については、「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を開催し(6回)平成21年1月に報告書をまとめた。 ※当調査員会の資料はHPにて公開している。 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0116-11.html
		b 中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行う。 上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込む。 また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにする。		措置		○(厚生労働省) 「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を開催し(6回)、平成21年1月に報告書をまとめた。 ※当調査員会の資料はHPにて公開している。 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0116-11.html <専門調査員会報告書概要> 技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会を毎年度開催し、前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当である。 ※第1次判断基準 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下 ※第2次判断基準 業界、受検者、雇用主、消費者それぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討する。		結論		○(厚生労働省) 上記の調査委員会において、技能検定は収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえ不適当であるとの結論を得た。
⑫ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 〈農水ア(エ)①に再掲〉	農林水産省	a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。 このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。	措置済			◎
		b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。 【「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年12月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正等】	措置済			◎
		c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。 【「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部改正】	措置済			◎
		d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。 これまで、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。 【「肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件(平成13年農林水産省告示第643号)等」の一部改正】	措置済			◎
⑬ 独立行政法人種苗管理センター 〈農水ア(エ)②に再掲〉	農林水産省	a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。 【「登録出願品種審査要領」(平成10年12月24日付け10農産第9422号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正】	措置済			◎
		b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。	措置済			◎
		c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。 なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。	措置済			◎
⑭ 自動車検査独立行政法人	国土交通省	自動車の継続検査(いわゆる車検)については、約70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。 しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認めておらず、残りの約30%については、自動車検査独立行政法人において検査を実施しているところである。 自動車検査については、今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図る。 【指定自動車整備事業の指定要件の見直しによる関係通達(局長達)の一部改正について(平成19年3月28日)】	措置済 (平成19年 4月1日施行)			◎

ウ 調査・研究、研修等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 独立行政法人国民生活センター	内閣府	消費者トラブルが長期的に増加し続け、その内容も多様化・複雑化している中、ADR法の施行による民間ADRが行う調停や斡旋等の手続の利便性の向上等により、今後、紛争処理機関としての役割を民間ADRが担うことが期待されている。こうした状況下において、国民生活センターという公的主体がADR機能を果たすこととする場合には、民間ADRの発展を阻害することがないようにするとともに、文書提出要求権、出頭要求権を強制的権限とすることの是非について、制度設計に当たって慎重に検討する。	結論	措置		◎ (内閣府) 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(平成20年法律第27号)において、国民生活センター紛争解決委員会は、内容が高度に専門的な知見を要する紛争については、他の紛争解決機関との連携を図りながら紛争の実情に即した適正・迅速な解決を図っていくべきことを規定した(第34条)。 また、文書提出要求権や出席要求権については、任意の協力を求めるものとし、罰則や制裁措置は設けないこととした(第22条及び第31条)。
② 独立行政法人酒類総合研究所	財務省	a 酒類総合研究所の研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図るべきである。	検討開始、結論を得次第措置			◎ (財務省) 研究業務については、積極的に民間機関等との共同研究を実施し、平成19年度には29件、20年度には28件の実績があった(中期計画における成果目標:25件)。 さらに、中期目標に、基礎的・基盤的研究に重点化を図る旨を明記するよう、平成21年3月11日付で変更を行い、措置した。これを受けて、酒類総研では研究業務の基礎的・基盤的研究への一層の重点化を図るために、中期計画で基盤研究10課題を7課題に削減するよう、同年3月31日付で変更を行い、措置を講じた。
		b 酒類の分析業務についても、中立性を保ちつつ、民間開放を推進する。	検討開始、結論を得次第措置			◎ (財務省) 酒類の分析業務については、中立性に配慮しつつ民間開放について検討し、酒類総研で実施している分析業務のうち、平成19年度には6件、20年度には23件を外部委託した。また、受託分析の依頼があった場合にも、必ずしも酒類総研で実施する必要性が高くないものについては民間機関等に委ねる体制としており、平成20年度には17件について外部機関の紹介を行った。 さらに、中期目標に、分析業務について、中立性を保ちつつ、民間開放を推進する旨を明記するよう、平成21年3月11日付で変更を行い、措置した。これを受けて、酒類総研では、中期計画に同内容を明記するよう、同年3月31日付で変更し、措置を講じた。
③ 独立行政法人日本学生支援機構	文部科学省	a 当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成17年度における要回収額に係る回収率は78.2%、平成16年度の77.9%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。	措置			◎ (文部科学省) 機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業の奨学金回収強化策について、審議し報告書を取りまとめた(平成20年6月10日)。この提言を踏まえ、費用対効果を検証しつつ、積極的に回収業務の民間委託を進め、より効率的・効果的な業務の実施を図っている。
		b また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討する。	措置済			◎
		c さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント(セミナー、フェスタ等)、教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討する。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 独立行政法人労働政策研究・研修機構	厚生労働省	a 機構が行う研究事業においては、中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に係るテーマに対応したプロジェクト研究及び個別研究を行っているが、そのすべてを機構自らが行う必然性はないものと考えられる。したがって、機構が行う研究は、労働政策の企画立案に資するプロジェクト研究及び厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止する。 【独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画(平成19年4月1日)】	措置済			◎
		b さらに、研究実施者については選定・評価を厳格に行うとともに、過去の業績を的確に評価すること等、審査の客観性・透明性を高めるための厳格・公正な選定基準を予め明示した上で、公募による選定を導入する。	措置済			◎
		c 併せて、すべての研究について、事後に政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開する。 【独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画(平成19年4月1日)】	措置済			◎
		d また、研修事業についても、その内容を詳細に検討し、民間で実施可能な内容については、民間開放を推進する。 【公共サービス改革基本方針の改定(平成19年12月24日閣議決定)等】	措置済			◎
⑤ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 〈農水ア(イ)③に再掲〉	農林水産省	農産物の品種開発は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や都道府県その他、民間企業でも行われているところであり、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、産学官連携などにより民間との連携を深めてきたところであるが、この連携や情報提供を一層進めることにより、独立行政法人の行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。 したがって、現在、農業・食品産業技術総合研究機構が行う品種開発に関する業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 国の委託により育成した品種について、命名権を国から育成者に委譲し、育成者が早期に品種登録に出願できるよう、平成20年1月に制度改正を行った。これにより、民間が品種に関する情報を早期に得られるようになるとともに、生産者・実需者が品種の実証試験等での評価に参画しやすくなった。 また、産学官のより一層の連携を図るため、品種開発にかかる共同研究等の調整の場として、農業・食品産業技術総合研究機構の他、民間企業、大学等の品種開発の関係者が参画する「新品種産業化研究会」を平成20年11月に設立した。
⑥ 独立行政法人森林総合研究所 〈農水イ(イ)②に再掲〉	農林水産省	独立行政法人森林総合研究所では、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間との連携を深めているが、この連携や情報提供を一層進めることなどにより、独立行政法人が行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。 したがって、現在、森林総合研究所が行う業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) これまで実施してきた民間委託業務に加え、品種開発のための候補木の特性を調べる継続的な調査の一部を民間委託することとし、平成20年11月から民間委託を開始した。
⑦ 独立行政法人航海訓練所	国土交通省	a 航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、委託機関との間で協議する。		措置		◎ (国土交通省) 平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。 今後とも、海事人材の確保の観点から教育機関としての魅力を失わないことに配慮しつつ、見直しを図っていくこととしている。
		b また、今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討する。		結論		◎ (国土交通省) 海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により平成21年度から外航海運会社がトン数標準規制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12か月の乗船訓練のうち、後半6か月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。 また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部を負担するよう措置した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c 現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認める。		措置		◎(国土交通省) 海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12か月の乗船訓練のうち、後半6か月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。 これを受け、産学官労の関係者からなる「社船実習の実施に関する意見交換会」において、社船実習の具体的な内容の検討を行い、平成20年11月に「社船実習の実施について」を取りまとめ、船社及び教育機関へ通知するとともに、関係告示等の改正等(平成20年12月15日施行)を行い、21年4月から社船実習を実施できるよう措置した。
		d 航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。		措置		◎(国土交通省) ①帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士(航海)免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。 ②帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期については、平成21年から3か月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6か月から3か月に短縮するよう措置した。
		e 現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について、関係府省と協議する。		結論		◎(国土交通省) 遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行った。 各商船高等専門学校では、遠洋航海等を希望しないなどの進路変更を希望する学生が、他学科の相当学年へ転学科することを可能とするため、学則等を改正した。
		f 内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。	平成23年度までに措置			○(国土交通省) 大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船(LNG船等)に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行っている。 小型練習船の導入については、学生の養成規模や内航船の実態等を踏まえつつ、定員・トン数といった小型練習船の規模や建造等のコスト、さらには、導入のための予算措置等について、平成22年度予算要求に向け、検討を進めている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 独立行政法人航空大学校	国土交通省	a 航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討する。	平成20年結論、以降速やかに措置			○(国土交通省) 国土交通省において、平成20年5月に有識者等からなる検討会を設置し、受益者負担の拡大、民間養成機関への技術支援及び航空大学校の業務の在り方等について議論を行っているところである。 受益者負担の拡大については、平成20年に検討会でとりまとめた結果を踏まえ、速やかに措置していく。
		b 操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置く。	逐次措置			○(国土交通省) 民間養成機関への技術支援については、平成20年に検討会でとりまとめた結果を踏まえ、逐次実施していく。
		c また、将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について、検討を開始する。	平成20年度以降検討、平成22年度結論			○(国土交通省) 航空大学校の業務の在り方については、検討会で更に議論を重ね、平成22年度に結論を得ることとしている。

エ 給付、徴収等

① 国税のクレジットカード決済	財務省	国税の納付手段の一層の多様化を図るためのクレジットカード払いによる納付については、納税者の利便性の向上に寄与するものであり、納税者負担を含めた手数料負担の在り方等諸課題について検討を行い、結論を得る。	措置済			◎
② 国民年金保険料のクレジットカード決済	厚生労働省	国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成19年度中速やかに所要の措置を講ずる。	措置済			◎
③ 若年退職給付の民間開放推進	防衛省	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。	以降措置			○(防衛省) 20年度においては、給付金に関する業務のマニュアル案を作成するとともに、遠方を含んだ多数の給付金支給機関の書類を集約し処理を行うことについて調査・研究を行った。

オ その他

① 放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理	警察庁	放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車の状態等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。 なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時まで徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。 【道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)】	法案成立、公布	措置(公布後1年以内に施行)		◎(警察庁) 第166回通常国会において、 ・ 違法駐車車両の移動及び保管に関する事務を会社その他の法人に委託することとし、指定車両移動保管機関制度を廃止する ・ 車両の移動保管に係る負担金の納付命令の確実な発出等を図るため、警察署長は、保管した車両の利用者等の関係者に対して、必要な報告又は資料の提供を求め、また、官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めることができること等とする道路交通法の一部を改正する法律が成立、公布された。(平成20年6月1日施行)
② 切手、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進	財務省	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているもののうち切手、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。 【独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)】	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度 措置	20年度	21年度	
③ (財)介護労働安定センター	厚生労働省	a 介護労働安定センターが実施している訪問介護員養成研修2級育成講習に関しては、同種の講習を多くの民間教育訓練機関等が実施している現状にかんがみ、民間教育訓練機関等での実施体制が整ったと判断されることから、介護労働安定センターは当該講習の実施から速やかに撤退する。	措置			◎ (厚生労働省) 訪問介護員養成研修2級育成講習は平成19年度末を以て全面撤退した。
		b また、介護労働安定センターが実施している介護職員基礎研修(500時間コース)に関しては、現在民間の教育訓練機関等で実施しているところは存在しないが、介護労働安定センターが蓄積している研修ノウハウを民間に移転し、民間の教育訓練機関等の参入を促しつつ、早期に撤退する。				以降措置
④ 独立行政法人農畜産業振興機構 ＜農水ア(エ)④、⑤、⑥に再掲＞	農林水産省	a 野菜については、米等の他の農産物と比較しても、気象条件の影響を受けて作柄が大幅に変動しやすい上に、保存性も乏しいことから価格が大きく変動するという供給特性を有している。このため、野菜価格安定対策事業においては、価格の下落が続くと作付意欲が低下し、次の作付で面積が減少して供給量が過少となり、逆に価格が高騰し、消費者への野菜の安定供給に甚大な影響を及ぼすということから、野菜の市場価格が過去の平均市場価格に基づいて算定された一定水準以下に低落した場合に、その価格低落分の一部が生産者に交付されている。 しかしながら、野菜を扱う経営に携わる以上、天候や需給動向に価格が大きな影響を受けることは回避できないことから、こうした需給動向等に的確に対応しうるような経営者を育成していくことが重要である。 したがって、野菜の価格安定対策事業については、経営者自身の経営体質の強化を促す観点から、需給・価格等に関する的確な情報提供を行うほか、必要な措置について検討する。	措置	平成21年中措置		◎ (農林水産省) (独)農畜産業振興機構において、平成20年度中に2度「野菜需給・価格情報委員会」を開催し、野菜の主要品目についての今後の需給・価格の見通しの分析・検討及びその情報提供を行った。 近年、輸入シェアが増大している加工・業務用野菜を中心として、市場出荷に比し安定した価格による取引が可能となる契約栽培の積極的な推進やその供給経路(サプライチェーン)の早急な整備が重要であるとの観点から、産地や中間事業者の取組を支援し、もって野菜生産に係る経営体質の強化を図る新たな事業として「国産原材料供給力強化対策事業」を平成21年度予算において措置した。
		b 砂糖、でん粉については、内外価格差が存在すること等を理由に一定の補助が講じられているが、そうである以上、本来は、内外価格差にどのように対応した経営を行うか、そのための取組を行っているかに着目して補助を行うべきである。 砂糖、でん粉に関する価格調整事業については、現在もコスト削減に向けてインセンティブが働くような仕組みが講じられているものの、自助努力のみでは埋めがたい内外価格差がある中で、基本的に国民なかならず消費者の負担に大きく依拠した制度であることは否定できない。 したがって、砂糖、でん粉に関する価格調整事業についても、経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経営体質の強化が促進されるよう、効率的・安定的な生産計画等の策定及びその推進を図ることにするとともに、制度の仕組みやその運営状況について徹底した情報の提供・公開を進めることにより、コスト削減に向けたインセンティブが働くようになる。				平成20年中措置

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c 農畜産業振興機構では、国産生乳の需要拡大を通じた酪農の振興を図ることを目的として、学校給食での牛乳提供の円滑化や個々の児童生徒への飲用習慣定着を推進するための普及啓発等の取組に対し補助を行っている。 しかしながら、小・中学校の児童生徒に必要な飲用及び食用習慣は、牛乳のみに限られるものではない。また、牛乳の飲用習慣は、家庭内の飲用習慣も重要であり、学校給食において牛乳を提供するだけで十分定着するものでもない。 したがって、学校給食全体での食習慣形成活動との関係や家庭内での牛乳飲用習慣形成との関係も考慮にいれつつ、学校給食用牛乳供給事業については、その目的に照らして適切な事業内容となっているかという観点から見直し、必要に応じた措置を講ずる。	平成20年中措置			◎ (農林水産省) 平成20年10月に独立行政法人農畜産業振興機構に学識経験者等からなる検討委員会を新たに設置し、学校給食のみならず家庭での牛乳の飲用習慣がその後の飲用習慣の定着に与える影響についての調査手法の検討を行い、学校給食用牛乳供給事業に反映させる体制を整備した。 また、平成20年6月に全国段階の事業実施主体である社団法人日本酪農乳業協会に「学乳事業推進ワーキングチーム」を設置し、事業成果の評価を実施する体制を整備した。本ワーキングチームにおいて平成20年度中に事業の達成度を測る上での具体的な評価指標を設定し、これに基づいて評価するとともに、平成21年度から当該評価を反映した事業を実施する。
⑤ 独立行政法人緑資源機構	農林水産省	a 水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにする。	措置済			◎
		b 水源林造成事業については、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討する。	平成20年措置			◎ (農林水産省) 水源林造成事業の評価手法の見直しに資するため、費用便益分析の公益的機能の評価手法についてヘッドニック法に力点を置いて検討を進めた。
		c 緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図る。	措置済			◎
		d 緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定する。	措置済			◎
		e 緑資源幹線林道事業については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の趣旨にしたがい、事業移管後の残区間に関する新規事業採択に当たっては、農林水産省において費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準を設定した上で、地方公共団体に十分な分析を求め、本基準を満たした事業のみ採択することで、徹底した事業の効率化を図る。	平成20年措置			◎ (農林水産省) 緑資源幹線林道事業については、緑資源機構の解散に伴い、独立行政法人の事業としては、廃止し、地方公共団体の判断により必要な区間について補助事業(山のみち地域づくり交付金)で実施することとした。 採択に当たっての評価基準については、「採択チェックリスト」を制定し、関係道県に対し、これに基づく厳格な事前評価を要請した。
		f また、透明性を確保する観点から、これらの評価基準、地方公共団体による分析結果、事業採択の結果等について、情報開示を徹底する。	平成20年措置			◎ (農林水産省) 山のみち地域づくり交付金の採択に当たっては、各県が実施した事前評価の結果等について提出を求め、「採択チェックリスト」に基づいて厳格に事前評価がなされているか確認した上で、採択した。 「採択チェックリスト」及び各県から提出された「事前評価実施地区一覧表(費用便益分析の結果を含む)」並びに採択結果については、林野庁のホームページに掲載(平成20年8月29日)している。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 独立行政法人日本貿易振興機構	経済産業省	a 独立行政法人日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求める。	結論、以降速やかに措置			◎ (経済産業省) 事業の費用対効果など定量的分析を行うべく、機構ではおよそ四半期に1回の割合で「アウトカム向上委員会」を開催し、事業実績の評価を常時実施している。同委員会でチェックを受けた定量的分析の内容は、独立行政法人評価委員会に提出する「業務実績表」にも記載され、法人評価の対象とされているところ。 また、対日投資支援事業については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きい案件に重点化する等の認定基準の改定を行った。その結果、平成20年度は当該事業の予算を対前年度で削減しつつ、前年度以上の対日投資案件発掘・支援件数の実績を上げた。 さらに、機構が実施する事業に係る具体的な受益者負担の基準として制定した「受益者の負担に関する規程」(平成20年3月31日独立行政法人日本貿易振興機構規程第59号)に基づき、より適正な受益者負担を積極的に求めた。
		b また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進する。	結論、以降速やかに措置			◎ (経済産業省) 機構は、引き下げ率や現給保障の有無等において国家公務員を上回る人件費改革を実施し、平成20年度は職員採用の抑制、海外駐在員数の削減等により人件費を削減し経費を縮減した。 また、「受益者の負担に関する規程」(平成20年3月31日独立行政法人日本貿易振興機構規程第59号)の制定及び受益者負担単価の一部改定(平成19年度:海外ビジネスサポートセンター入居手続料、20年度:開発スクール受講料)など、自己収入拡大に向けた取組を行った。 さらに、「随意契約見直し計画」(平成19年9月)等を踏まえ、随意契約は真に必要なものに限定して厳格に行うとともに、会計規程細則を改定(平成19年11月)し、契約の公表の基準を整備した。 このほか、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針別表」(平成20年12月19日に改定を閣議決定)における当該事項(業務の廃止、民営化、民間競争入札等)を着実に実施することにより、業務運営のさらなる効率化を推進した。 なお、個々の事業の必要性等については、毎年、翌年度の事業計画を策定する過程で、機構の「経営方針決定会議」等を通じて十分に精査しているところ。 <参考> 平成19～20年度における業務の廃止、民営化等の取組 ・外資系企業意識調査事業(廃止) ・Invest Japanニューズレター事業(廃止) ・見本市・イベント研究会開催事業(廃止) ・日米中経済ワークショップ開催事業(廃止) ・見本市情報誌発行事業(廃止) ・貿易アドバイザー試験事業(廃止) ・東アジア地域のマクロ計量モデル開発

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑦ 独立行政法人空港周辺整備機構	国土交通省	a 空港周辺整備機構は、緑地造成事業として、移転補償により生じる移転補償跡地について、周辺地域への騒音を軽減・防止する効果が高い緑地帯その他緩衝地帯として、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を受け策定した空港周辺整備基本方針を踏まえ、国からの委託を受け、造成・植栽を行ってきたところであるが、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。			措置	◎ (国土交通省) 平成21年3月6日付け国土交通省告示第246号により、大阪国際空港の騒音対策区域を縮小することとしており、緑地造成事業に関係する第3種区域については、22年10月1日より新区域が適用される。
		b 空港周辺整備機構は、地元住民のニーズを踏まえながら、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を建設することにより、第一種区域内の再開発整備事業を行っている。今後は、土地保有リスクを回避するため、譲渡型事業を採択せず、貸付型事業に限り、併せて、さらなる民間事業者の活用等の検討を行う。			措置	◎ (国土交通省) 平成20年度以降、譲渡型事業は採択しないこととした。また、さらなる民間事業者の活用として、移転補償跡地を直接民間事業者に使用許可することについて、その手続きを策定し、平成20年度より実施している。
		c 代替地造成事業については、空港周辺整備機構自ら代替地を造成し提供する方法から、土地保有リスクを回避する方法に移行している状況にかんがみ、移転補償を実施する上で、移転先の不動産情報の提供を行うこと等に配慮しつつ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で廃止を前提に見直す。			措置	◎ (国土交通省) 当該事業の廃止について、独立行政法人通則法第29条に基づく中期目標(平成20年2月29日策定)及び同法第30条に基づく機構の中期計画(平成20年3月31日認可)に明記した。 上記に基づき、平成21年4月1日から当該事業を行わないこととし、業務方法書を改正した。(平成21年2月3日認可)
		d 民家防音事業は、事業費の縮減を図るため、空調機工事単価の大幅な削減、競争入札の導入、事務手続の迅速化・効率化を行う。		措置		◎ (国土交通省) 1. 平成20年2月13日付けで「住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」における補助金の交付の対象とする経費及び額等の一部を改正し、空調機工事単価を約20%減額した。 2. 平成20年4月1日付けで「住宅防音工事の機能回復工事及び再更新工事における事務手続き」を改正し、競争入札制度を導入した。 3. 平成20年度から積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を行った。
		e 制度開始以来数十年が経過し空調機が全国的に普及してきた現状等にかんがみ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、今後の在り方について抜本的に検討する。			措置	○ (国土交通省) 関係自治体、学識経験者、関係団体を交えて検討を行い、今後の在り方について見直し方針を取りまとめた。(平成21年3月)
		f 空港周辺整備機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。			措置	◎ (国土交通省) 平成21年3月6日付け国土交通省告示第246号により、大阪国際空港の騒音対策区域を縮小することとしており、移転補償事業に関係する第2種区域については、22年10月1日より新区域が適用される。
⑧ 独立行政法人住宅金融支援機構	国土交通省	a 住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等を検討する。		結論	措置	◎ (国土交通省) 機構MBSについては、MBSの発行に要する引受手数料の引き下げを行うとともに、引き続き機構MBSの安定的な発行により、証券化市場の育成・拡大に努めている。 保証型スキームに関しては、融資先のデフォルト率等のモニタリングによって利用者に対する審査の的確性を確保しつつ、本スキームの活用を促すため、民間金融機関からの要望を踏まえ、本スキームにより証券化することのできる民間住宅ローン債権の対象範囲を、ローン実行から1年以内のものから3年以内のものへと大幅に拡大した(平成21年2月5日付けで内部規定を改正)。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。	逐次実施			○(国土交通省) 8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、引き続き対象としていない。
⑨ 自衛隊地方協力本部が実施する援護業務等	防衛省	自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の援護業務(再就職を希望する自衛官のための求人開拓等)については、現在、防衛省において「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」が実施されているところであり、当該調査研究の結果も踏まえつつ、民間開放を推進する。 なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討する。	以降措置			○(防衛省) 平成19年度から関東地区の一部(東京、埼玉、千葉、神奈川)の地方協力本部における任期制自衛官の援護業務(求人開拓等)についての民間委託を実施。さらに、平成21年度からは愛知県においても民間委託を実施。 なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、平成21年度から一部に退職自衛官等を活用している。
⑩ バックオフィス業務の民間開放	全府省 【人事院】	バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。 したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	逐次実施			○【人事院】 人事院の内部管理業務のうち、人事及び給与に関する業務については、平成20年1月より、府省共通業務システムの1つである「人事・給与関係業務情報システム」での運用を開始。 同システムは、職員本人が届出・申請する行為及び人事・給与担当者が認定・決定する行為以外はシステム内で自動的に処理されることから、人事及び給与に関する業務については、民間委託が可能なものは見込まれない。 (防衛省) 防衛省では、省独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達等)を除いた他省庁との共通的な内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)について、「電子政府構築計画」等に基づくシステムの整備による効率化や業務実施体制の見直しにより、4割以上の効率性の向上、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行うべく現在取組中である。 その一方、電子化等による効率化が実施しがたい業務については、民間への部外委託を実施している。(情報システムの維持管理等)